

本年度の健診申し込みは4月20日(月)まで

町では、令和8年度の健診・検診を実施します。各健診の詳細は次の通りです。

各健診の申し込みについては、4月20日(月)までに「健診希望調査票」に必要事項を記入の上、返信用封筒に入れてお近くの郵便ポストに投函してください。

▼節目健診

●期間 6月～12月

●場所 日本赤十字社熊本健康管理センター、高野病院総合健診センター

●対象者 令和9年4月1日現在で35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳を迎える町国民健康保険被保険者を迎える町国民健康保険被保険者

▼特定健診・若者健診・がん検診

(7月集団健診)

●期間 7月1日(水)～6日(月)

●場所 町総合保健福祉センター

●対象者 20歳～74歳の町国民健康保険被保険者、40歳～74歳の社会保険被扶養者等

▼後期高齢者健診・がん検診

(8月集団健診)

●期間 8月20日(木)～24日(月)

●場所 町総合保健福祉センター

●対象者 後期高齢者医療被保険者

▼がん検診(12月集団検診)

●期間 11月27日(金)～12月1日(火)

●場所 町総合保健福祉センター

●対象者 20歳以上の女性および40歳以上の男性

健診・検診の詳細は、各世帯に郵送する「甲佐町健診のお知らせ」をご確認いただくか、町総合保健福祉センターまたは町住民生活課にお問い合わせください。

▼個別健診

本年度も個別健診を行います。かかりつけ医などの指定医療機関で特定健診を受診することができます。

集団健診期間に受診ができない方は個別健診で自分の身体の状態を確認しましょう。

※前年度は9月1日～12月27日で個別健診を行いました。本年度の個別健診期間は現時点では未定です。実施期間は決まり次第お知らせします。

▼お問い合わせ先

・町健康推進課

(町総合保健福祉センター内)

☎096・235・8711

・町住民生活課

☎096・234・1113

産前産後の4か月間は国民年金保険料が免除されます

●保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(以下「産前産後期間」といいます)は、国民年金保険料が免除されます。産前産後期間と認められた場合は、将来年金額を計算する際に保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。

※出産とは妊娠85日(4か月)以上の出産をいい、死産・流産・早産の場合を含みます。

※平成31年4月以降の保険料が免除対象となります。

●保険料の免除対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の人

※任意加入期間は対象になりません。

●届け出先

住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ届け書を提出してください。

届け書は、年金事務所または市

(区)役所・町村役場の国民年金の窓口

に備え付けています。出産予定日の6か月前から提出可能です。早めの届け出をお願いします。

●届け出に必要な書類

・出産前に届け出する場合

・母子健康手帳や医師が作成した妊娠証明書など、出産予定日および胎児数が確認できるもの(いずれか一つ)。

・死産、流産、早産、人工妊娠中絶に伴い届け出する場合

・死産埋火葬許可証や医師などが作成した死産証明書など、分娩日および胎児数が確認できるもの(いずれか一つ)。

▼お問い合わせ先

・熊本東年金事務所

☎096・367・8144

・町住民生活課

☎096・234・1113

後期高齢者医療制度について

■「均等割額」と「所得割額」の合計で保険料を算出します

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の（65～75歳未満の人で一定の障がいがある人は申請により加入可）が加入する制度です。

保険料は被保険者一人一人が納めます。1人当たりの保険料額は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、個人の所得に応じる「所得割額」の合計で算出します。

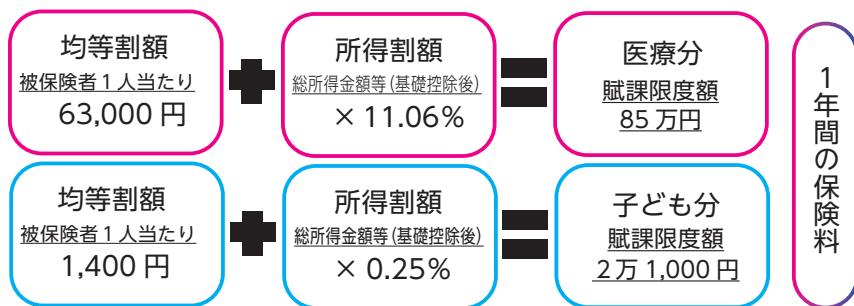
保険料は、県内均一で2年ごとに見直され、医療費（自己負担分を除く）のおよそ1割になるように設定されます（およそ5割は公費・税金、残りの4割は現役世代の保険料で賄われています）。

■「子ども・子育て支援金制度」が本年度から始まりました

また、令和8年度からは「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療分の保険料とあわせて支援金を納付いただくことになりました。同制度は、すべての世代や企業から支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

■令和8年度の保険料について

■令和8年度の保険料の計算方法



■保険料の軽減について

所得が低い人は、保険料の均等割額が軽減されます。均等割額の軽減については、世帯（被保険者全員と世帯主）の総所得金額等の合計額で判定します。

■均等割額の軽減割合と対象世帯（令和8年度改正）

所得要件（令和7年中の世帯主および世帯の被保険者の総所得金額等の合計）	減額割合	区分
43万円+10万円×（給与・年金所得者等の数-1）以下となる世帯	7.2割軽減	医療分
	7割	子ども分
43万円+31万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与・年金所得者等の数-1）以下となる世帯	5割	医療分 子ども分
43万円+57万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与・年金所得者等の数-1）以下となる世帯	2割	医療分 子ども分

※「給与・年金所得者等の数」とは給与収入が55万円超または年金収入が125万円超の人（65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の合計人数

●被扶養者軽減（被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減）

制度加入の月から2年間は均等割額が5割軽減されます（所得割額はかかりません）。

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、

年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

■仮徴収額決定通知書をご確認を

4月から令和8年度後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります。

仮徴収とは、本年度の保険料額が決定する7月より前に、仮の金額として年金から徴収するものです。前回徴収した保険料額を基準として、4・6・8月の年金から仮徴収します。

対象者には「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付します。仮徴収保険料額などが記載されています。ご確認ください。

■あんま・はり・きゅう治療券

町では、後期高齢者医療被保険者を対象に、あんま・はり・きゅうの治療を受ける場合に利用できる治療券（1人当たり1000円の5枚）を発行しています。治療券は、町と協定を結んでいる施術院で使用できます。必要なのは、町住民生活課で申請してください。

▼申請期限

令和9年3月31日（水）

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

RSウイルスワクチンが定期接種化されました

RSウイルスは、軽い風邪症状から重い肺炎までさまざまですが、特に乳児期早期（生後数週間〜数か月間）に感染すると肺炎等の重い症状をきたすことがあります。

4月から、妊婦さんを対象とした「RSウイルスワクチン」が定期接種化されました。このワクチンを妊婦さんが接種することで、胎盤を通じて赤ちゃんに抗体を移行させ、生後間もない赤ちゃんのRSウイルス感染時の重症な症状を防ぐ目的があります。

▼対象者

妊娠28週〜37週に至るまでの妊婦

▼接種料金

無料

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
（町生涯学習センター）
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
（(社)甲佐町社会福祉協議会）
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
（クリーンセンター）
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111（代表）

詳細については、対象者へ個別に通知等でお知らせします。

▼お問い合わせ先

町健康推進課

☎096・235・8711

带状疱疹ワクチンの定期接種を実施中です

65歳以上の方などを対象に、带状疱疹ワクチンの定期接種を実施しています。

▼対象者

①年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方

②60〜64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方

※令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方が対象となります。

※令和12年度からは、①の対象者は65歳の方のみとなります。

▼ワクチンの種類および接種料金

生ワクチン（接種回数11回）
3500円

・組換えワクチン
（2か月以上の間隔を空け2回接種）
1回当たり9000円

▼町内実施医療機関

・荒瀬病院

☎096・234・1161

・小屋迫医院

☎096・234・0165

・谷田病院

☎096・234・1248

带状疱疹ワクチンの詳細については、全戸配布文書や町公式ウェブサイトをご確認ください。

町公式ウェブサイト

▼お問い合わせ先

町健康推進課

☎096・235・8711



路線バスの高校生通学用定期券補助申請を受け付けています

町では、甲佐町内に住んでいる高校生または甲佐高校生に対する支援として、路線バスの通学用定期券を購入する際に5割（千円未満の端数切り捨て）を補助します。

▼対象者および期間

・甲佐町に住所を有し、高校に通学している生徒で、利用期間が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの路線バス通学用定期券

・甲佐高校に通学している生徒で、利用期間が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの熊本バス（株）が発行する通学用定期券

▼申請方法

在校生は高校が発行した在学証明書、新入生は合格証書、受検票などを持参のうえ、町企画課へ申請してください。

※定期券を購入する前に、必ず町へ
交付申請をしてください。

申請から交付決定、定期券購入な
どの詳しい流れは、町公式ウェブサ
イトをご覧ください。また、町企画課ま
でお尋ねください。

町内在住の高校生向け（右）
甲佐高校生向け（左）
町公式ウェブサイト

お問い合わせ先

町企画課

☎096・234・1115



4月29日は緑川の日
一斉清掃にご協力を！

本年度も「緑川の日一斉清掃」で、
緑川の清流を取り戻し、未来の子ども
たちへと引き継いでいけるよう美化活
動を行い、活動を通じて自然との触れ
合いを楽しみましょう。

開催日時

4月29日（祝）午前8時～午前9時

清掃場所

当日は、町内18か所でごみ袋を配布
し清掃活動を実施します。清掃場所・
ごみ集積場所の詳細は町公式ウェブサ
イトでご確認ください。

町公式ウェブサイト

お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096・234・1116



県による公聴会が開催されます 【環境影響評価（環境アセスメント）】

株式会社シムファイブスが上益城郡御船町上野で
計画している「上益城地域におけるエネルギー回収
施設等設置事業 環境影響評価準備書」について、
次の通り公聴会を開催します。

※公聴会では、公述人の環境保全の見地からの意見
をお聴きするのみで、県や事業者からの質疑応答
は行いません。

● 日時

5月13日（水）・14日（木）午前10時～午後7時

● 場所

- ・御船町スポーツセンター（御船町木倉1176-1）
- ・御船町カルチャーセンター（御船町木倉1168）
- ・益城町地域共生センター カタル
（益城町木山592番地）

※公述申し出の人数によっては、時間または場所を
変更することがあります。また、公述申し出がな
かった場合は、公聴会を開催しません。

● 公述の申し出に関する事項

公聴会において意見を述べようとする方は、4月
30日（木）まで（必着）に、郵送、ファクス、電
子メールまたは電子申請のいずれかにより「公述申
出書」を記載し、公述の申し出を行ってください。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

▶ お問い合わせ先

県環境保全課

☎096-333-2268

県ホームページはこちら ▶



traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	2月	年累計
人身事故	1	1
物損事故	14	28
盗難など	0	0

2月28日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	
	2月	年累計
家屋	0	1
原野	0	3
その他	0	0
合計件数	0	4

3月15日現在

tax

町税などの滞納処分（2月分）

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	3件
公売回数	1回
公売件数	11件
滞納処分関連収入	717,842円

お知らせ

虐待と思われる事例を発見した人には通報義務があります

平成24年10月1日より施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、また虐待を受けた障がい者や養護者への支援を推進するための法律です。

障害者虐待防止法において、虐待の早期発見のため、虐待と思われる事例を発見した人には通報義務が課せられています。町ではその通報・届け出の窓口として、町障がい者虐待防止センターを設置しています。

▼虐待の種類

障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがある人であつて、障がいおよび社会的障壁により、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける方への虐待を、次の3種類に分けています。

・養護者による虐待

障がい者の生活の介助や金銭管理などを行っている家族や親族、同居す

る人による虐待

・障害者福祉施設従事者等による虐待
障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

・使用者による虐待

障がい者が従事する事業所の雇用主等による虐待

▼虐待の例

・身体的虐待Ⅱ殴る、蹴る、つねる、本人の同意や必要性なく部屋に閉じ込めるなど
・性的虐待Ⅱ性的暴力、性的行為の強要、わいせつな話をするなど
・心理的虐待Ⅱ怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視をするなど
・放棄・放任（ネグレクト）Ⅱ十分な食事を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない、入浴や着替え、掃除などの介助を怠るなど
・経済的虐待Ⅱ年金や賃金を渡さない、勝手に財産を処分するなど

▼相談・通報・届出等の窓口

4月から通報先が変わりました。問題の深刻化を防ぐためには、虐待をいち早く発見し、障がい者や養護者へ支援をしていくことが重要です。お心当たりのある方は町障がい者虐待防止センターへお知らせください。通報の際は「障がい者虐待です」とお伝えください。

●町障がい者虐待防止センター

（町福祉課内）

・月～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
☎096・234・1114

・夜間および休日の相談先

☎096・234・1111
FAX096・234・3964

※24時間365日対応

※相談や通報・届け出をした人の情報は守られます。

※匿名でもかまいません。

※誤報だとしても罰せられることはありません。

※現に暴行があるなど緊急に保護が必要な場合は110番、重篤な傷病がある場合は119番へ通報してください。

町公式ウェブサイト

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114



旧優生保護法に基づく補償金等制度の相談・請求

昭和23年から平成8年までの間に、旧優生保護法に基づく優生手術（不妊手術等）や人工妊娠中絶を受け、身体や心に大きな苦しみ、痛みを受けた方々に補償金等を支給しています。

▼対象者

旧優生保護法に基づく優生手術や人工妊娠中絶を受けた方、または配偶者の方

※ご遺族が対象となる場合があります。優生思想によらない理由での手術は除きます。

▼請求期限

令和12年1月16日

▼お問い合わせ先

県旧優生保護法相談窓口

☎096・333・2352

募集

自衛隊の幹部候補生や
医科・歯科幹部など

自衛隊熊本地方協本部は、自衛隊の幹部候補生や医科・歯科幹部などを募集しています。募集項目、受付期間、試験日は以下の通りです。

●幹部候補生（第2回）

◇一般・専門（陸・飛行（海空）

▼受付期間 4月22日～6月5日

▼試験日

1次Ⅱ6月13日・14日

※14日は海の飛行要員のみ

2次Ⅱ7月25日～31日

3次Ⅱ海9月3日～7日

◇歯科・薬剤

▼受付期間 4月22日～6月5日

- ▼ 試験日
 - 1次 4月11日
 - 2次 6月1日～7日
 - 幹部候補曹(第2回)
 - ▼ 受付期間 4月22日～6月5日
 - ▼ 試験日
 - 1次 6月13日
 - 2次 7月25日～31日
 - 医科・歯科幹部
 - ▼ 受付期間 5月21日
 - ▼ 試験日 6月19日
 - キャリア採用幹部
 - ▼ 受付期間 5月15日
 - ▼ 試験日 陸6月8日、海6月12日
または15日、空6月15日
 - 技術曹
 - ▼ 受付期間 5月15日
 - ▼ 試験日 陸6月8日・9日、海6月12日または15日、空6月15日
 - 自衛隊奨学生
 - ▼ 受付期間 6月2日～10月9日
 - ▼ 試験日 11月7日・8日
 - 一般曹候補生
 - ▼ 受付期間 5月7日
 - ▼ 試験日
 - 1次 5月16日～24日
 - 2次 6月13日～28日
 - 自衛官候補生
 - ▼ 受付期間 通年
 - ▼ 試験日
- 受付時にお知らせします。

▼ お問い合わせ先
自衛隊熊本地方協力本部
宇城募集案内所
☎0964・23・2047

くらし安全

「ゆっぴー安心メール」
会員を募集 中!

県警は、子ども・女性・高齢者等の安全確保や地域の犯罪防止を図るため、「ゆっぴー安心メール」の登録をお願いしています。

事前に会員登録された方の携帯電話やパソコンに、県内で発生した事案などの情報をその都度、配信しています。

主な内容は①声かけ事案、不審者事案、つきまとい事案等の犯罪の前兆と思われる事案についての情報②「電話で『お金』詐欺」等の被害防止に関する情報③行方不明、高齢者等の手配、迷い人に関する情報④強盗等の凶悪犯や特異な事件情報に関する情報などです。

詳しくは県警のホームページをご覧ください。

県警ホームページ

▼ お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096・282・1110



「甲佐民具を学ぶ会」熊本博物館で展示会を開催しています

甲佐民具を学ぶ会は、熊本博物館で展示を行っています。

同会は、本町の民具を次世代に伝えていくため、熊本県博物館ネットワークセンターのミュージアムパートナーズクラブ(MPC)活動の一環として、「甲佐町民俗資料館」(宮内地区社会教育センター内)所蔵の民具の整理・調査・展示する団体です。

同会の活動の紹介や町民俗資料館の収蔵品の展示を行っていますので、多くの皆様のご来場をお待ちしています。

- 展示期間
 - 9月下旬まで(毎週月曜日休館)
- 場所
 - 熊本博物館(熊本市中央区古京町3-2)
- ▶ お問い合わせ先
 - 町教育委員会社会教育課
 - ☎096-234-2447

